

# おいらせ町行政改革大綱

町民と協働し経営的感覚を磨き計画的な改革を進める

平成19年3月

おいらせ町行政改革推進本部

## 目 次

.行政改革の必要性	... 2 p
.行政改革の基本的な考え方	... 2 p
1.行政改革のキーワード	
2.具体的な視点	
.行政改革の進め方	... 5 p
1.推進期間	
2.推進体制	
3.改革の計画的な実施	
4.進捗状況等の公表	
5.町民からの意見・提案の把握	
6.大綱の改定	
.行政改革の推進事項	... 7 p
1.徹底した効率性の追求	( ... 7 p )
( 1 ) 事務改善の推進	
( 2 ) 職員の意識変革及び能力の向上	
( 3 ) 行政の情報化	
( 4 ) 広域行政の見直し	
( 5 ) 民間委託及び民営化の推進	
( 6 ) 受益者負担の適正化	
( 7 ) 定員の削減及び給与の適正化	
( 8 ) 時代に応じた組織の編成	
( 9 ) 公営企業、公社等の見直し	
2.住民自治の充実	( ... 12 p )
( 1 ) 町民への事務事業移管	
( 2 ) 行政サービスの適正化	
( 3 ) 情報公開の推進	
( 4 ) 町民参画の充実	
【資料】 行革懇談会・行革幹事会から出た意見から	...17 p

## .行政改革の必要性

当町は、平成18年3月1日に旧百石町と旧下田町の合併により誕生しました。年々厳しさを増す財政状況下において、生活圏の広域化や少子高齢化の進展に対応し、自立した持続可能な自治体として存続するために選択した合併であり、地域の将来像である「奥入瀬の清流にはぐくまれた田園定住都市」の実現に向け、新町によるまちづくり計画と、合併協議会での事務事業調整を踏まえた10年間の財政計画を策定しています。

しかし、三位一体の改革<sup>1</sup>として行われた地方交付税制度や税源委譲などの財政改革は、自主財源に乏しく地方交付税や補助金に依存する当町にとっては削減額が大きく、今後の地方財政も先行きの見えない状況にあります。合併時の財政計画も、年度経過とともに厳しさを増し、期間前半から基金等を取り崩しながらの計画となっていることから、厳しい財政状況の中で行政運営を行うためには、安定した自主財源の確保とより一層の経費節減に努める必要があります。

また、合併時には統一できず合併後に調整協議をすることとした事務事業もあり、その取扱いについても早期に着手し、旧町意識を拭い去り、新たなおいらせ町の方向を確定しなければなりません。また、合併時に定めた事務事業についても、実際の運用の結果を検証し、見直すべきものは見直す必要があります。

地方分権<sup>2</sup>の進展に伴い、国・県と町との関係が大きく変わり、町民サービスのあり方や「官」と「民」との関係も大きな変化を見せております。新たな自治体としてスタートした当町が地域の特性を最大限に発揮しながら町民参画による協働<sup>3</sup>のまちづくりを推進していくためには、思い切った行財政改革を断行し、今までの手法にとらわれない新しい時代の行政運営と、それを支える健全財政の確立のための具体的な取組みに早期に着手していかねばなりません。

## .行政改革の基本的な考え方

税収の落ち込みや地方交付税の削減などにより、今後さらに歳入の減収が予測される一方、歳出では施設の維持管理費や人件費、起債の償還にあてる公債費などの経常経費、高齢化の進行による社会福祉費の増加等により、財政構造が硬直化しています。町が自立した自治体として存続するだけでなく、今後策定されることとなるおいらせ町総合計画等、町の目標実現に向けた積極的な行政を行う基盤をつくるために、従来の行財政のあり方を根本的に見直し、効率的で効果的な行財政運営体制の構築を目指します。

---

1) 国と地方の税財政の仕組みを変える改革。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量を拡大することを同時にめざすとしている。その内容は、地方財政の改革において、国庫支出補助金を減らす、地方交付税を見直す、税源を地方に移譲する、という3つの柱があり、それらを同時に進め、地方分権を進めようとする改革である。

2) 国全体の行政機能は中央政府と地方政府が分有するが、地方分権とは後者に地方自治の主体としてできるだけ多くの権限を付与・保障することである。地方分権の進展に伴い、地方の自主性・自立性が拡大することから、これまで以上に住民ニーズを迅速・的確に把握し、地域の特性に応じた個性あるまちづくりを実現することが期待される。

3) 行政と町民、各種団体、企業が協力・連携のもと、目的、課題等を共有し、各々の役割を果たしながら、まちづくりなどの各種施策を推進すること。

また、社会経済情勢や価値観の変化に伴い、町民が行政に対して求めるものが高度化・多様化しており、限られた財政や組織体制の中で真に行政として果たすべき役割を常に検証していく必要があります。行政内部においては、迅速で明確な意思決定の手法について見直し、町民への説明責任と行政の透明性の確保のための行政評価システム<sup>4</sup>の導入などを検討するとともに、民間活力の導入や地域の協働などによる多様な行政サービスの提供など、新しい時代の自治体運営のあり方を検討します。

さらには、おいらせ町の一体化体制を早期に確立するため、公の施設の運営方法やイベントなど合併協議の段階で懸案となっている事項の検討や、合併時に導入した制度等の検証と見直しを推進します。

## 1. 行政改革のキーワード（どのような改革を行うのか）

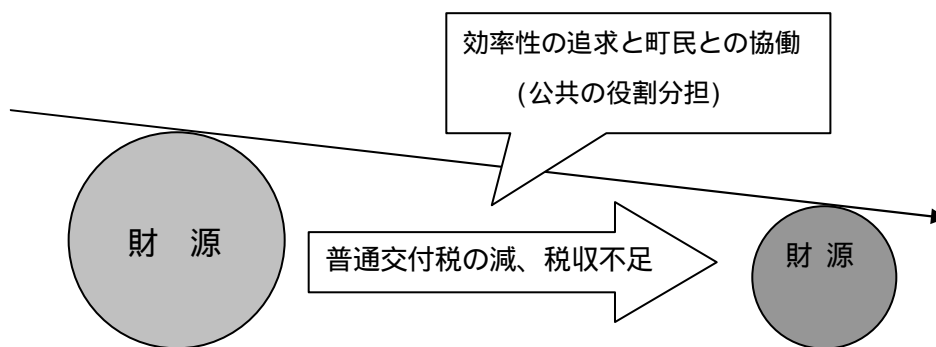
### （1）徹底した効率性の追求（町民に対する責任を果たします）

税の還元を、町民サービスとしての満足度を向上させるため、徹底した効率性の追求を行います。事務事業を見直し、経費を削減していくことはもちろん、役場以外における公共サービスの提供者を模索する等、外部を視野に入れたうえで、効率化を目指します。これからの行政改革では、税を原資として活動する自治体の責任を認識したうえで、効率化に向けたあらゆる手法を模索していきます。

### （2）住民自治の充実（町民分権を推進します）

本来、まちづくりは町民が主役（主権者）です。「小さな役場」を目指すためには、町と町民が相互協力することによって「協働」を実現することが必要です。そのためには住民自治を結実させなければなりません。“町民自身が公共サービスの提供者となり得る”という発想転換により、国・都道府県から市町村への「地方分権」に加え、町から町民への「町民分権」を行います。

#### 持続可能な自治体づくりのイメージ



【町民主体の行政運営へ（町民満足度や成果を重視）】

<sup>4</sup>町が実施する施策、事務事業について、事前、実施中、事後に、その妥当性や成果を、できるだけ客観的な基準で判定し、結果を数値等で町民に示すとともに、予算執行、計画策定、事務事業の見直し等に反映させていくこと

## 2. 具体的な視点

改革の基本方針は、

### (1) 町民の理解と民間資源の活用を基本に改革します

改革を進めるためには、行政情報をわかりやすく提供し、情報の共有化を図り、町民の理解を得ながら地域全体で取り組む必要があります。

また、町民は「自分のことは自分です。」という意識のもと行政とそれぞれの役割を担っていくものとします。公共施設の管理・運営については、民間資源を積極的に活用します。

《特に関係する当町の課題》

新たな収入源の確保 指定管理者制度<sup>5</sup>など民間活力の導入

### (2) 聖域なく改革します

改革は、歳入歳出に関する全ての事務事業を対象とし、運営費等負担している一部事務組合等の外部組織についても統廃合を含め経費の削減を図ります。また、報酬等についても社会情勢の変化や周辺市町村の動向を総合的に勘案し、必要性和適正な額を検証します。

《特に関係する当町の課題》

報償費・補助金・負担金の見直し 常勤及び非常勤特別職、議会議員、審議会、委員会の報酬の見直し

### (3) ゼロベースで改革します

全ての事務事業は、先例や慣行にとられることなく、厳しい財政状況の中でも実施すべき事業かどうかをゼロベース(ゼロの状態から検討)で見直します。

役務に対する報償費や特定の施策を推進するための補助金であっても、社会情勢の変化に伴いその必要性を検討します。

《特に関係する当町の課題》

報償費・補助金・負担金の見直し

### (4) 公正の確保を基本に改革します

全ての事務事業は、誰に対しても説明責任が果たせ、かつ、広く町民の福祉向上に資するものであるかどうかの視点で見直します。

受益者負担については、公平性の観点や近隣市町村の水準等を勘案し総合的に見直します。また、負担の公平や納税義務の履行の観点からも収納率の向上に努めます。

《特に関係する当町の課題》

町税等の収納率の向上 受益者負担の適正化

### (5) 最小の経費で最大の効果を挙げるように改革します

全ての事務事業を実施するにあたっては、事業の成果が同じであればより安い経費に変更し、限られた財源を有効利用します。

---

<sup>5</sup>地方自治体が所有する施設の運営を、民間企業やNPO団体などに運営を委託できるようにする制度。導入以前は、公の施設の運営は、地方公共団体か地方公共団体が過半数以上出資する法人に限定されていたが、導入によって、NPO団体や民間企業、町内会、複数以上の個人などが施設の運営に参加することができるようになり、利便性の向上、運営コストが下がるなど効果が期待されている

縦割り行政の弊害を取り除き、簡素で効率的な行政運営を図るため既存組織の再編を行います。また、常にコスト意識、問題意識を持つように職員の意識改革を進めるとともに、合わせて人件費の抑制を図ります。

《特に関係する当町の課題》

人件費の抑制、組織の再編と職員の意識変革

## 行政改革の進め方

### 1. 推進期間

平成18年度から22年度の5ヵ年とします。

### 2. 推進体制

大綱の推進については、行政改革推進本部が中心となり、全庁的体制で取り組むほか、その進捗状況を定期的に行政改革懇談会や議会に報告するとともに、広報紙やホームページ等を通じ広く町民に公表し、意見の反映に努めるものとします。

#### (1) 行政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として、毎年、行政改革大綱の進捗状況を調査点検し、改革目標達成に向けて進捗管理を行っていきます。

#### (2) 行政改革懇談会

行政改革の進捗状況を町民(民間企業を含む)の立場から調査審議し、新たな改革に向けての提言を行うとともに、実施状況について報告を受けます。

#### (3) 行政改革幹事会

改革を推進していくために、庁内中堅職員が中核組織となり、各課題の解決に向け、調査審議し、その結果を行政改革推進本部へ報告します。

#### (4) 集中改革プラン策定ワーキングチーム

行政改革の実施である集中改革プラン<sup>6</sup>の策定及び進捗管理にあたり、実施及び評価を進めます。

### 3. 改革の計画的な実施

本大綱の取組事項については、各年度当初に当該年度の改革目標を定め、集中改革プランとともにその進行管理を行い、改革の計画的な実施を図っていきます。

---

<sup>6</sup>) 行政改革を進めるため、人件費や公債費の削減目標を具体的に示した改革プランで、平成18年度から平成22年度までの5年間を実行期間としている

#### 4. 進捗状況等の公表

行政改革の進捗状況については、広報紙やホームページ等を通じて広く町民への公表を行います。

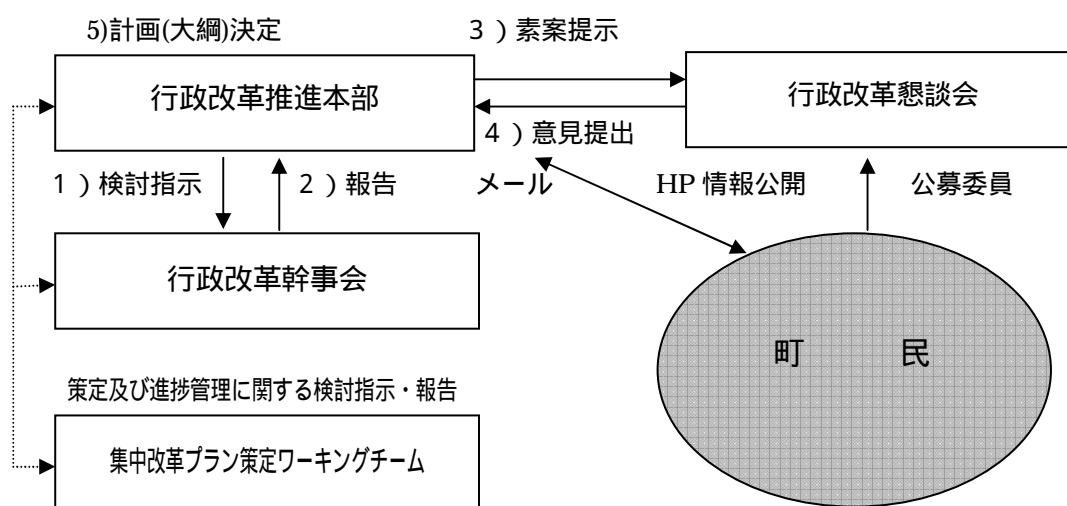
#### 5. 町民からの意見・提案の把握

ホームページに「行政改革フォーラム」を設置し、積極的に町民からの意見や提案の把握に努めます。

#### 6. 大綱の改定

本大綱の推進期間中においても、社会経済環境等の変化や改革項目の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、適切な改定を行うものとします。

#### 【行政改革推進機関とその流れ】



## 行政改革の推進事項

### 1. 徹底した効率性の追求

#### (1) 事務改善の推進

税を使用する自治体として、町民に対する責任を果たしていくには、効率的な事務事業の推進が必要です。効率性を追求するためには、職員一人ひとりが、個々の事務について、改善を心がけていくという地道な努力を忘れてはなりません。

また、行政コストを極限まで抑える等、財政の健全化に努めると共に、行政サービスの質をさらに改善することにより、町民満足度の向上を図っていくこととします。

##### 行政コストの削減

全庁的な取組みとして、節約を徹底していきます。また、行政コストが発生する過程を再点検することにより、経費節減のためのあらゆる方法を検討します。

##### 事務事業の統廃合

これまで以上にムリ、ムダ、ムラの撤廃に努めます。全ての事務事業について、その必要度・緊急度・効果度を見極め、また、費用対効果について再考すること等により、事務事業の統合を推進します。

##### 事務の効率化

事務処理を進めていくうえで、効率的な手法を検討します。職員一人ひとりが改善を心がけることにより、効率化に向けたあらゆる取組みを行います。

##### 補助金の適正化

各種団体への補助金などについては、その目的・効果を十分に検討し、精査していかなければなりません。特に町単独で支出している各種補助金などについてより一層の適正化を図ります。

##### 行政サービスの向上

税を使用する自治体は、町民に対する責任を果たすため、常に行政サービスの向上に努めていかなければなりません。効率化に向けた取組みと平行して、事務事業の改善に努め、行政サービスの質を向上させていきます。

#### 具体的に取り組むこと

##### 行政コストの削減及び事務の効率化

早期に特別職報酬等審議会を開催し、新町における現行の報酬額等が適正か検討していきます。

町民への広報広聴の充実を進める一方、行政推進員及び連絡員の負担軽減も視野に入れ、広報紙の発行回数の縮減と広報の一元化に努めます。

経営的な視点に立った財政運用や入札制度の見直しにより、行政コストの縮減に努めます。

税負担の公平を視野に、悪質な未納者には法的手段を講ずるなど収納率を向上させ、自主財源の確保に努めます。

行政の広報紙や封筒など広告媒体を活用した有料広告の掲載を実施するなど、積極的な自主財源の確保に努めます。

##### 事務事業の統廃合



イベントの費用対効果を分析し、再考すること等により、統廃合を推進していきます。あわせて、ただ単に廃止するだけではなく、新町の個性（アイデンティ）を重視した新しい企画のイベントも研究していきます。

旧町から実施及び運営されてきた事業・施設で、重複されているものについては、統廃合に向け見直しをしていきます。また、新町の個性を重視した新しい企画の事業について推進していきます。

#### 補助金の適正化

補助事業の透明性、公平性、的確性を踏まえた上で、効果の薄い補助事業については、統廃合も視野に入れ、補助金等の見直しをすすめながら、より一層の適正化を図っていきます。

#### 行政サービスの向上

各種事業については、町民満足度の向上に向け、評価、検証していきます。

諸証明自動発行機の導入やフレックスタイム<sup>7)</sup>による開庁時間の延長等を検討し、窓口サービスの充実に努めていきます。

### (2) 職員の意識変革及び能力の向上

行政改革を支えるのは職員一人ひとりのマンパワーであることから、人材の育成が重要課題です。町民に対する責任を果たし、心のこもった行政を運営していくため、今一度「全体の奉仕者」であることを再認識し、意識改革に取り組みます。

また、地方分権時代を迎えて、これまで求められてきた公務能力に加え、政策立案能力や説明能力、コンプライアンス(法令遵守)等、行政マンとしての新しい能力が求められています。このような新しい能力の開発についても、積極的に取り組んでいくこととします。

#### 具体的に取り組むこと

庁内におけるあいさつ運動を一層推進し、職員の意識変革に取り組んでいきます。

職員の業務における説明責任の履行と町民の納得度を高めることにより、満足度の向上に努めます。

研修効果を踏まえながら「人材育成基本方針」を策定し、次代の行政ニーズに対応できる職員を育成していきます。

組織の活性化及び職員の意識変革のため職員提案制度を一層推進していきます。

### (3) 行政の情報化

近年のIT<sup>8)</sup>革命と呼ばれる情報化の波は、これまでの既成概念を打ち壊すほどの変化をもたらしています。インターネット等の普及により、情報の作成・整備から発信まで、あらゆる技術が向上しています。地方自治体においても、電子自治体の構築が叫ばれており、事務の効率

<sup>7)</sup>自由勤務時間制、変動労働時間制と呼ばれ、あらかじめ定められた1ヶ月以内の一定期間における総労働時間を勤務すれば、始業、終業時間を個人で任意に決めることができる制度。必ず出勤していなければならないコアタイム(Core time)と呼ばれる時間帯を設けることもある

<sup>8)</sup>information technology の略。情報技術のこと。コンピュータ等の情報処理機器により、文字、映像、音声などの情報を加工・伝達・保存する技術。インターネットが代表的で、ITの急速な進歩が電子政府構想の下地となっている

化のため、あるいは町民の「知る権利」を満足させるためにも、情報化に努めます。

#### 事務処理の情報化

庁内LAN<sup>9</sup>を有効に活用し、事務処理のスピードアップを図ります。また、個別の事務処理について、可能なものはアプリケーションソフトを導入することによる電算化を促進し、能率的な事務処理を行います。

#### 行政サービスの情報化

町民へ向けた行政サービスを情報化し、利便性の向上を図ります。窓口業務における各種手続きについて、インターネットを活用した電算化を行う等、IT先進自治体を目指します。

#### 具体的に取り組むこと

庁内LANを活用する等、役場内における情報の共有化を進め、事務処理の効率性向上に努めます。また、電子決裁システムを導入することにより、ペーパーレス化と意思決定スピードを向上させます。

町の保有する情報は可能な限り電子化し、ペーパーレス化を目指していきます。

各申請書等のダウンロードサービスや各施設の予約管理を検討するなど、ワンストップサービス<sup>10</sup>による町民の利便性向上のため、電子自治体に向けた取組みについても積極的に行っていきます。

#### (4) 広域行政の見直し

行政目的によっては、単独の自治体のみで行うよりも、広域的な視点から業務を行うことが望ましい場合があります。そのような業務については、広域行政事務組合において処理されていますが、広域行政は町民からは特に情報がわかりにくいことから、広域行政事務組合に対しても、行政改革の努力を促していかなければなりません。さらに、効果的な広域行政のあり方についても、常に検討していくこととします。

#### 具体的に取り組むこと

十和田地域広域事務組合、八戸地域広域市町村圏事務組合等については、引き続き行政改革の努力を促していく。

透明性が高く、適正な広域行政のあり方を求めていく。

#### (5) 民間委託及び民営化の推進 指定管理者制度を含む

戦後からバブル崩壊までにおける好景気に伴い、地方自治体の業務は肥大化傾向にあったといえます。あれもこれもという行政手法により、あらゆる事務事業を自ら取り込み（インソー

<sup>9</sup>) Local Area Network の略。庁内に巡らされたコンピュータ等を接続するための回線。行政事務の電子化に必要な設備で、文書管理システムや電子決裁、財務システムなどで使用するほか、インターネットにも接続して、市民との電子メール交換などを行う

<sup>10</sup>) 行政機関への申請・届け出等の手続きに際し、1ヶ所の窓口で、全ての用事が済むようにすること。また、オンライン化により身近なパソコンからアクセスすることで、行政機関を訪れた場合と同等のサービスを受けられるようにすること

シング)膨張してきました。事務事業の取り込みということは、すなわち事務処理を行う人員が必要であり、過剰な職員の雇用という現象が、全国の自治体で起こってきたと考えられます。

これからの行政改革では、この「行政の肥大化」傾向の見直しを行うため、積極的な外部資源の活用(アウトソーシング)を行っていく必要があります。ヒト・モノ・カネといった役場内部の資源を、有効に活用していくため、民間委託あるいは民営化を推進します。

民間委託の推進(指定管理者制度も含むPPP<sup>11)</sup>の検討)

効率性を追求するため、行政サービスを生み出す際に必要な資源(ヒト・モノ・カネ)を外部の民間事業者や法人等に求めていきます。公権力行使に関わらない業務のうち、直営との経費比較により安価に実施できるものについては、積極的に民間委託を推進します。

民営化の推進

これからの自治体は、肥大化した行政の守備範囲を見直していかなければなりません。これまで当町では、診療所及び保育所の民営化等、一定の成果を挙げてきました。今後とも公共施設のあり方について、公共関与の必要性を再考し、民間事業者の手に委ねるべきと考えられるものについては、積極的な民営化を図っていくこととします。

具体的に取り組むこと

アウトソーシングの可能性を十分に秘めていると考えられるような部門については、積極的な民間委託を検討していきます。

プロジェクトチーム等の推進組織を設けて、民間委託、指定管理者制度、市場化テスト<sup>12)</sup>など適切な手法を選択し、公共経営を進めていきます。

地域経済の還流や住民自治の醸成にかんがみ、指定管理者の受け皿である担い手を育成していきます。

#### (6)受益者負担の適正化

町民への責任を果たすためには、公的組織である町が行う業務について公平性が必要となります。公平性を保つにはサービスの需給関係において、対価の構図が成り立つことが必要です。

不特定多数の町民に対して供給される行政サービスについては、基本的に用途が特定されていない税を原資としています。しかし、行政サービスの中には、法の定め等により特定の受益者に対するサービスが存在しています。このようなサービスについては、適正な負担を求めていく必要があり、受益者負担の適正化に努めていくこととします。

具体的に取り組むこと

特定の受益者に対するサービスについては、コストを明らかにして適正な負担を求めていきます。

費用対効果を分析しながら各種手数料の見直しを進めていきます。

<sup>11)</sup> Public Private Partnership の略。文字どおり、官と民がパートナーを組んで事業を行うという、新しい官民協力の形態。PFIは、国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法であるのに対し、PPPは、事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法である

<sup>12)</sup> 行政改革の一環として、行政で行なわれているサービスのうち、民間に任せることができるものは、競争入札で民間と行政のサービスやコストの比較を行い、内容が優れている方に任せる制度のことをいう

受益者負担を求める業務については、なお一層の効率化に努めていきます。

#### (7) 定員の削減及び給与の適正化

効率性を追求し、アウトソーシングを行う等により、職員数を可能な限り削減していきます。職員数の減少は、すなわち行政改革の進捗度合いにとらえ、一層の努力をしていきます。

##### 定員の削減

当町の適正な職員数の目標を導くため「定員適正化計画」を策定し、事務改善やアウトソーシングなどを踏まえて、総合的な人員の削減に取り組みます。

##### 給与の適正化

地方公務員の給与については厳格な運用が求められており、適正な給与体系を作っていく必要があります。このため給与の適正化に努めることとします。

##### 具体的に取り組むこと

人員削減については、数値目標に導くため「定員適正化計画」に基づき、進捗管理にあたります。そのために、勧奨退職者制度の推進と退職者の補充を抑えながら、職員数を可能な限り削減し、給与費を抑制します。

#### (8) 時代に応じた組織の編成

行政組織については、能率的な事務処理が行われるよう、簡素でなおかつ町民にわかりやすいものでなければなりません。あまり細分化された組織では、部署毎の利己心が円滑な事務処理の妨げとなり、一つの部署であまりにも多くの分野を掌握するようになると、部署における専門的な洞察力が衰退してしまいます。

組織は、時代に応じて流動的に変化していくべきです。総合的な判断により、その時代において最も望ましい組織編成に取り組みます。

##### 具体的に取り組むこと

合併の効果を最大限に引き出し、持続可能なまちづくりを推進していくため、時代に応じた組織の編成に努めていきます。そのためには、事務改善やアウトソーシングを踏まえて、退職者の欠員不補充など総合的な人員削減と組織のフラット化や人事評価制度の導入により、柔軟で効率的な組織、人事制度の構築を推進していきます。

窓口業務や納税相談などについて、開庁時間の延長や土曜日・日曜日の勤務に対応するため、フレックスタイムや振替休暇等を活用し、柔軟な組織体制の導入により、町民の満足度を高めます。

#### (9) 公営企業、公社等の見直し

サービス自体の必要性、地方公営企業や公社として実施する必要性について検討しながら、経営改善等に積極的に取り組んでいくこととします。また、給与及び定員の適正化を図り、その状況を町民にわかりやすい形で公表していきます。

#### 具体的に取り組むこと

公営企業、公社、第三セクターについては、その適正な運営を検討するため、専門委員会等を設けて、統廃合や指定管理者制度の導入など民間委託も視野に入れ合理化を推進します。外部監査制度の導入や積極的な情報公開につとめ、事業の透明性の確保に努めます。

## 2. 住民自治の充実

### (1) 町民への事務事業移管

住民自治の充実こそが、「より小さな政府（役場）」への第一歩となります。現在当町が行っている事務事業について、真に行政の手により行うべきものであるのか、再度総点検を行います。これまでの慣習や「馴れ合い」によって、本来町民自身が行うべきものが町で行われていないか検討し、可能なものから町民自身の手にて委ねていきます。

#### 自主・自立の促進

町民の自治意識を高揚させ、住民自治の充実を図るには、自主・自立を啓発し、人材や組織の育成に努める等、受け皿づくりに取り組む必要があります。そこでコミュニティ活動の主となり得る町民を育成し、町民分権の基盤整備に取り組みます。

#### 事務事業の移管

NPO<sup>13</sup>や町民団体への事務事業の移管、自主運営化については、可能なものから順次実施して行きます。

#### 行政パートナー制度の検討

町民と町が協働を具現化するため、町民が行政の業務の一部に有償ボランティアとして従事することができる「行政パートナー制度」の導入を検討して行きます。

#### 具体的に取り組むこと

町民団体等については独自運営を基本とし、行政の関与は可能な限り取りやめていく。各会合の手配や当該団体に関する情報の整理等、事務局の機能は団体自身に委ね自主運営化を図って行きます。

公民館やコミュニティセンター等の集会施設は、町民の自治活動の場として活用していくことを究極的な目標とし、管理運営については町民へ移管することとします。そのため、町民の中に施設の管理運営能力や、コミュニティの調整能力を持つリーダーを養成して行きます。

自主・自立の促進・町民の自治意識を高揚させ、住民自治の充実を図るため、自主・自立を啓発し、人材や組織育成に努めるなど、受け皿づくりに推進しながら、NPO、町民団体、町内会等に事務事業の移管、自主運営化を可能なものから順次実施して行きます。

<sup>13</sup>) Non Profit Organization の略。非営利組織といわれ、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。1998年12月より、「特定非営利活動促進法」いわゆるNPO法が施行され、NPOが法人格をもつことができるようになった

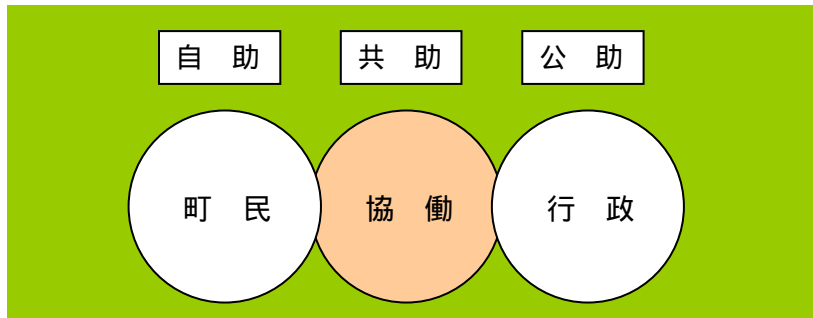
## (2) 行政サービスの適正化

協働して自治を行うためには、町民の自助・共助の精神と理解が前提となります。協働型の行政運営を目指すことは、行政の構造的な変革に他なりません。町民の自主性を尊重し、また「より小さな役場」を目指すため、過剰な行政サービスを統廃合していきます。

### 具体的に取り組むこと

自助(町民)、共助(コミュニティ)、公助(行政)の適正なバランスを保つため、過剰な行政サービスが存在していれば廃止していきます。

住民自治の充実(新たな公共空間の創出・公共の役割分担)のイメージ



## (3) 情報公開の推進

役場の保有する情報は、本来町民自身のものです。情報を可能な限り公開し、透明性の高い町役場を目指すことは、町民への分権に必要であり、協働の実現への礎となるものです。

### 情報の公開

おいらせ町情報公開条例に基づき、積極的な情報の公開に取り組めます。その際、単に公開するだけでなく、情報公開は、説明責任(アカウンタビリティ<sup>14</sup>)を果たすためにも重要な課題であり、町民に分かりやすい形での情報の提供を行います。

### 個人情報の保護

役場が保有する情報の中には個人情報も含まれており、個人情報の保護に留意した上での情報公開の推進が求められています。おいらせ町個人情報保護条例<sup>15</sup>に基づき、適正な個人情報保護の取扱いに努めていきます。

### 具体的に取り組むこと

情報公開条例に基づき、積極的な情報開示に努めます。一方、個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いにも努めます。

情報共有は協働の実現への礎となるため、行政情報をわかりやすい形で積極的に町民の皆さんへお知らせしていきます。

<sup>14</sup>町の事業内容や収支について、町民が納得するよう説明すること。行政の透明性を保つためには重要であると考えられている。代表的な具体的手法は、外部監査制度、情報公開制度等である

<sup>15</sup>町が保有する個人情報について、その収集から管理、廃棄に至る適正な取扱いのルールを定め、また、町民が自己情報の開示、訂正等を請求できる権利を保障する条例

#### (4) 町民参画の充実

真に住みよいまちづくりのためには、行政が作成する計画や条例に町民の意見が反映されることが必要です。住民自治の充実には、この町民参画が不可欠であり、積極的に取り組んでいきます。

##### 参画の推進

町民と町の協働の礎とするため、新たな行政の意思フロー(流れ)を生み出す必要があります。計画等の原案を町民に広く意見を聞く制度(パブリックコメント)や新たな合意形成の討議形態(ワークショップ)等、新たな民主的手続きが確立されつつあり、おいらせ町においても積極的に導入していきます。

##### 審議会の適正化

各種審議会は、行政への町民参画の方法として重要な制度です。そのため、町民公募委員の参加や、委員の重複を避ける、あるいは定年制を検討するなど、適正化に向けた取り組みを行います。

##### 具体的に取り組むこと

自治基本条例の策定を推し進めながら、町民参加のまちづくりを構築します。

真に住みよいまちづくりを行うためには、町民の意見が反映されるシステムが重要で、町民と町と協働で意思決定をしていきます。パブリックコメントの実施や審議会などに公募委員を積極的に登用するなど、町民の意見を取り入れる仕組みをつくります。

【 資 料 】

- 行革懇談会・行革幹事会から出た意見から -





## 1. 徹底した効率性の追求

### (1) 事務改善の推進

#### 【行革懇談会】

行政コストの削減及び事務の効率化

- ・ 随意契約から入札等の競争により積極的な経費節減に努めるべきではないか。
- ・ 償還期間の延長を検討する一方、一時借入金の利下げの交渉、基金繰替運用の多用により支払い利息の圧縮を図り、公債費の圧縮・削減に努めたらどうか。また、リースやPFI<sup>16</sup>をもっと積極的に取組み、効率的な財政運用を図るべきではないか。
- ・ 豊栄ふれあい館等施設の費用対効果の観点で施設の運営を見直しすべきではないか。
- ・ 各種委員、審議会委員の報酬額が会議に要する時間からみて高すぎる。
- ・ 職員給与は人事院勧告により調整される機会があるが、三役や議員等の報酬は新町になっても見直しがされていない。早期に特別職報酬等審議会を開催して審議するべきではないか。
- ・ 広報紙の発行回数を月2回から1回に集約し効率性を高めてはどうか。

事務事業の統廃合

- ・ 旧町からの重複機能施設については、統合も視野に入れて見直したらどうか。
- ・ 各種事業が旧町のままで、整理されていないため町民の戸惑いと不満が感じられる。
- ・ イベントが多い割には、ほとんどが町内消費に止まり、地域経済の還流が少ない。スタッフの従事も含めて、費用対効果が薄いと思う。

行政サービスの向上

- ・ 本庁舎、分庁舎、出張所に印鑑証明等の自動交付発行機を設置して、経費節減と町民サービスの拡充に努めたらどうか。

#### 【行革幹事会】

行政コストの削減及び事務の効率化

- ・ 民間委託等も含めて、公用車の効率的な管理・運用を進めるべきではないか。
- ・ 事務を煩雑化させている町内旅費について、廃止も視野に入れ見直しをすべきではないか。
- ・ 町長の登退庁の通勤には職員同様、自家用車等を利用していただき、町長車と運転手をもっと効率的に運用するべきではないか。
- ・ 負担の公平や納税義務の観点から町税等の滞納対策を強化するべきではないか。

補助金の適正化

- ・ 負担の公平や納税義務の観点から、またその用途から納税奨励金について、廃止も視野に入れ見直しをすべきではないか。
- ・ 自主運営できる団体、公共的・公益的見地から事業効果の薄いもの、目的を達成したと思われるものを中心に、補助金の見直しをすべきではないか。
- ・ 補助事業の透明性、公平性、的確性を踏まえた上で、効果の薄い補助事業については、統廃合も含め、補助金等を見直しをすべきではないか。

行政サービスの向上

- ・ 除雪体制など業務体制を見直しして効率化に努めるべきではないか。また、マニュアル化により行政サービスの質の低下を防ぐべきではないか。

<sup>16</sup> ) Private Finance Initiative の略。公共施設など社会資本の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で効率的・効果的に実施していく手法

【行革懇談会・行革幹事会の双方から】

行政コストの削減及び事務の効率化

- ・行政広告媒体を活用した有料広告掲載を推進して、税以外にも収入確保を推進するべきではないか。

事務事業の統廃合

- ・イベントや行事も2町分となり、担当課の業務量も2倍、各課への協力要請も2倍と増加している。イベントの見直し(廃止、統合、縮小)をして、おいらせ町のカラーを出すべきではないか。

(2) 職員の意識変革及び能力の向上

【行革懇談会】

- ・行事の前後に礼をするだけがあいさつでないはず、知らない人も含め来庁者には積極的にあいさつしてほしい。
- ・既存制度では閉塞感が漂う。これを打破するには役所の組織及び意識の改革が必要だ。民間企業で進んでいる手法は積極的に導入し、町民の満足度、納得度を高めてほしい。

【行革幹事会】

- ・おいらせ塾も含め、職員研修のあり方について見直すべきではないか。

(3) 行政の情報化

- ・特になし

(4) 広域行政の見直し

【行革懇談会】

- ・広域行政の透明化が必要である。
- ・環境保護が叫ばれる中、搬出されるゴミの総量だけでなく、リサイクル可能な資源ごみも加味した上で負担金が決定されるべきではないか。このことにより、町民の徹底したゴミの分別、生ゴミの水きりなど町民の意識変革につながると思われる。

(5) 民間委託及び民営化の推進 指定管理者制度を含む

【行革懇談会】

- ・集中改革プランでは、指定管理者制度の導入が平成21年度までにとあるが、最終年度にしわ寄せになる可能性が高い。もっと積極的に取り組むべきではないか。

(6) 受益者負担の適正化

【行革懇談会】

- ・学童保育における保険代等を保護者から一部負担金として徴収してはどうか。
- ・無料で開催されている講演会や公演で、町主催事業により費用が支出されているものについては、受益者から負担を求めてはどうか。また、その負担金を縮減傾向にある図書購入費にあてることにより利用者の納得度が高まると考えられる。

【行革懇談会・行革幹事会の双方から】

- ・過剰な住民サービス事業の見直し、縮小、廃止すべきではないか。例えば、利用頻度の少ない各種証明書の発行手数料についても値上げしてもいいのではないか。

(7)定員の削減及び給与の適正化

【行革懇談会】

- ・自主財源と人件費の関係について、経営的側面から捉える必要がある。合併して職員数が変わらないでは、何のための合併かわからない。例えば、小売業の経営指標適正人件費という考え方を基に分析すると、3割(60人)程度多い計算になる。これからの厳しい財政状況に対応していくためには、適正な定員管理はもちろん、退職者不補充の徹底、勧奨退職の推進、組織の統廃合、少数精鋭主義を貫くための外部委託が不可欠である。

【行革懇談会・行革幹事会の双方から】

- ・これからの時代に対応していくためには、人員、給与、業務区分の抜本的な見直しが必要と思われる。

(8)時代に応じた組織の編成

【行革懇談会】

- ・団塊の世代の退職を前に、組織の再編縮小をすべきではないか。また、議会や行政委員会の在任特例後の事務局職員についても縮減すべきではないか。
- ・ふるさと学習塾は生涯学習課、スポーツ大会はスポーツ振興課と分けているが町民育成、まちづくりの視点で事業や組織を統合したらどうか。

【行革幹事会】

- ・現在の組織が肥大化していないのか、職員の配置と業務量が適正か等を早急に総点検して組織の簡素化を図る必要がある。
- ・2キロ程度しか離れていない状態で、分庁方式は非効率である。早く1箇所に統合するべきではないか。
- ・民間の委託社員と臨時職員のあり方を見直すべきではないか。
- ・新町になって各施設が委託化されたが、現有人員を活用して配置した方が利用者や事故等への対応が迅速化されるのではないか。
- ・町民ニーズに対応するため、月1回土曜日若しくは日曜日に窓口業務部門を開庁したらどうか。

(9)公営企業、公社等の見直し

【行革懇談会】

- ・地域の医療ニーズを把握した上で、おいらせ病院事業の機能と経営形態を見直しすべきではないか。そのためには、専門委員会を設け、民間活力も視野に入れ、合理化を推進すべきではないか。また、病院をはじめ公営企業については、外部監査制度の導入や積極的な情報公開が必要である。
- ・全国的に公営企業や第三セクターの破綻が多い傾向にあるため、トップの経営能力の高い人材を配置し、民間の専門家による監視が必要である。また、財政健全化計画を策定させ、厳しい姿勢で改革に取り組む必要がある。

・隠れ借金の温床と指摘されることの多い公社は、早期に廃止すべきではないか。

## 2.住民自治の充実

### (1)町民への事務事業移管

#### 【行革懇談会】

・団塊世代の退職者やシルバーパワーを活用して、地区内の公園管理等を有償ボランティアで雇用することができないか。

#### 【行革懇談会・行革幹事会の双方から】

・各種団体の事務局の機能を役場に全部依存するのではなく、できるところから自分たちの手でやるべきではないか。また、そのような担い手を育てる必要があると思う。

### (2)行政サービスの適正化

#### 【行革幹事会】

・個人で解決しなければならない問題の場合でも、全て役場でやれという状態が度々見られる。きちんと分担すべきではないか。  
・集会施設の経費をほとんど町が負担しているが、民間や地域町内会など役割の分担、責任について明文化すべきではないか。

### (3)情報公開の推進

#### 【行革幹事会】

・「わかりやすい町の事業マップ」等の作成及び配布、また環境美化条例制定後、具体的事例を交えた広報など、町の方向性を理解してもらうための方策を推進するべきではないか。

### (4)町民参画の充実

#### 【行革懇談会】

・おいらせブランドを確立するため、官民連携して取り組んでいくことはできないか。  
・読書活動を推進している中、図書購入費の予算削減に疑問を感じる。民意が反映されていないような気がする。  
・合併説明会で取り上げられた住民自治協議の組織については、小学校区単位ではなく町民の意見が反映されやすい300～500世帯が適当と考える。  
・財政が厳しくても、子どもや町民に夢を与えるような事業は止めるべきではないと考える。町民の意見が吸い上げられる仕組みが必要だ。

#### 【行革幹事会】

・町民がイベントや町の行事にスタッフとして、まちづくりの協働に参画できるような仕組みづくりが必要でないか。

## その他

### 【行革懇談会】

- ・前例等にとらわれていては、行革はできない。
- ・絞り込んだ後に、そのお金がどのような形で有効に使われるかということである。
- ・分権改革の推進により、地方の視点で地方の問題を解決することができると思うが、ただ現在の自治体で権限が移譲されても、透明性をもって行うことができるか疑問だ。
- ・究極的な行革は、近い将来を見据えた上での更なる合併である。その場合、旧三市で地域力のある八戸市が有効な選択肢の一つだと思う。

### 【行革幹事会】

- ・今が苦しくても将来に展望を持てるような行革が必要ではないか。
- ・行革で我慢した結果こういう夢が出てくるとか、将来こういう町になるためにがんばるとい  
う、町民に分かりやすい目標がなければだめだと思う。
- ・今、環境・エコロジーに配慮した行政の推進が必要で、環境マネジメントシステムの導入に  
よる職員の意識、当町の行政イメージの向上を図るべきではないか。